

建築工事特記仕様書

1. 工事名称

直方・鞍手広域市町村圏事務組合 宮田消防署小竹出張所庁舎建設工事（建築工事）

2. 工事場所

鞍手郡小竹町大字勝野2104番地1他

3. 工事概要

は別紙（敷地案内図）による。

4. 別途工事

5. その他

（○印のついたものを適用する。）

2. 建築工事仕様

1. 標準仕様

図面及び特記仕様に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）及び「建築工事監理指針（令和元年版）」による。
「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成31年版）、「建築改修工事監理指針（令和元年版）」による。

2. 特記仕様

（1）項目は番号に○印のついたものを適用する。

（2）特記事項は○印のついたものを適用する。

○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。

○印と◎印のついた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。

（4）形状寸法の単位は特記なきかぎりミリメートルとする。

1. 適用基準等

図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。
（1）「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（以下「標準仕様書」又は「標仕」という。）による。
（2）「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（3）「公共土木造建築工事標準仕様書 平成31年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（4）「建築物解体工事共通仕様書 平成31年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。
（1）「建築構造設計基準 平成30年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（2）「建築工事標準詳細図 平成28年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（3）「建築工事監理指針 令和元年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（4）「建築改修工事監理指針 令和元年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（5）「建築工事安全施工技術指針・同解説 平成21年版」 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
（6）「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局
（7）「建築物等に係る石綿ばく露防止及び 厚生労働省労働基準局 石綿飛散防止防止対策徹底マニュアル」 環境省水・大気環境局
（8）「建築物等の解体等工事における石綿ばく露防止マニュアル（新版）」 建設業労働災害防止協会
（9）「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」国土交通省告示第468号
（10）「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説(平成8年版)」建設大臣官庁営繕部監修
（11）「建築工事標準仕様書・同解説」 日本建築学会
（12）「建築工事の手引き」 （公財）福岡県建設技術情報センター編集

2. 現場に常備する図面等

上記の「1. 適用基準等」及び「2. 補足基準等」のうち、当該工事に係る図書等については現場事務所常備し監督員の確認を得ること。

3. 工事実績サービス

CORINS）への登録

4. 施工体制台帳

※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に搬入置くとともに、その写しを監督員に提出すること。

5. 実施工程表

概成工期（令和 年 月 日）

6. 工事の記録

工事日報は、工事記録を兼ねることができる。
下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。（原画は撮影者が保管する。）
（1.2.4）

区 分	分 類	規 格	部数	原版の大きさ	備考
着工前	カラー	※サービス版 ・（ ）	※1部 ・（ ）	24×36以上又は デジタ画像	撮影箇所は監督員との協議による
	施工中	カラー	※サービス版 ・（ ）	※1部 ・（ ）	24×36以上又は デジタ画像
完成時	カラー	※サービス版 ・（ ）	※2部 ・（ ）	24×36以上又は デジタ画像	撮影箇所は監督員との協議による
注 記	撮影者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承諾する撮影者（着工前、旅行中）、監督員の承諾する専門業者（完成時）とする。 電子データはRGB（フルカラー）、JPEG形式とLCD-Rで提出する。（200万画素以上300dpi以上）				

各工程ごとに作業時の状況がわかるように黒板（工事名、撮影箇所、年月日等記入）、スケール等をあて撮影する。このほか、写真の撮影、整理等については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック建築工事編及び解体工事編」による。

7. 電気保安技術者

※適用する（工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。 ） ・適用しない

8. 施工条件

※現場説明書による

9. 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となる工事に該当（※現場説明書による ・する ・しない）

資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。
現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。
また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。
工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。

指定副産物（原則として再資源化施設へ持込むもの）	指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール（平成18年6月12日策定）」により実施する。
（コンクリート塊）	建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日 事務次官通知）」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。
（アスファルト塊）	
木くず	
建設発生土	
汚泥	

その他の廃棄物
廃プラスチック ガラス、陶磁器くず 廃石膏ボード 金属くず 繊維くず

特別管理産業廃棄物
「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」及び「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に従い、収集、運搬、処分を行う。
「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。

排 出 ガ ス 対 策 型 建 設 機 械 に つ い て
「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。 （対象機種：パツパツ、パツパツ、パツパツ（車輪式）、空気圧縮機（可動式）、油圧ユニット（油圧ハンプ、アースガ）油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式支柱引抜機・アースガ・オールレンジ掘削機・リ・サレナレーション）リ・アースガ・地下連続壁掘削機・全回転型オールレンジ掘削機の基礎工事用機械のうちベータンと別に独立したデジタエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの）、ロードロー、ヤロー、振動ロー、キー・ブレーン、発電電動機（可動式（溶接兼用機を含む））但し、以上はデジタエンジン（エンジン出力15kW以上260kW以下）を搭載したものに限る。 ・工事における振動被害防止要領の適用 振動計の設置については現場説明書による

※ 提出する ・提出しない

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、「同等のものとする場合は、監督員の承諾を得る。」と特記されたものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によること。標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の指定工法によることができる。（1.4.1、1.4.2）

環 境 へ の 配 慮 に つ い て
国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。 工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 指定品目、判断基準は「福岡県環境物品等調達方針」によること。

※適用する ・適用しない
適用工事及び種別、職種は下記による。

工事範囲（契約単位）	工 事 種 別	技能検定職種
木 造 住 宅 20戸以上	・鉄筋工事	鉄筋施工
	・コンクリート工事	型枠施工
	・木工事	建築大工
	・塗装工事	左官
	・屋根及び瓦工事	建築板金
住宅以外の建物 1,500㎡以上	・内装工事	内装仕上げ施工（鋼製下地）
	・内装工事	表装
	・金属工事	内装仕上げ施工（鋼製下地）
造 園 工 事	誘電工事	造園

見本施工の実施箇所（ ） 工種（ ）（1.5.5）
室内空気中化学物質の濃度測定 ・行う ・行わない
ホルムアルデヒド測定の数値 ・ 力所
VOC測定の数値 ・ 力所
測定対象室
※現場説明書による ・図示
測定位置、方法については、測定前に監督員に確認する。
測定方法等は「揮発性有機化合物の室内測定要領」参照
※学校施設については、文部科学省「学校環境衛生基準」（平成21年4月1日告示第60号）に基づきVOC等の測定を行う。（1.5.9）
種類及び提出形式は下記による（1.7.2）

種 類	提 出 形 式	部 数
完成図	※二つ折り白焼き製本（A1） ※CADデータ（JWW又はDXF） ※PDFデータ（竣工図電子データ作成要領による）	※1部 ・（ ）部
総合図	※二つ折り白焼き製本（適宜A1又はA3） ※CADデータ（JWW）	※1部 ・（ ）部
施工図	※二つ折り白焼き（適宜A1又はA3） ※CADデータ（JWW）	※1部 ・（ ）部
※構造躯体 ※平面図 ※建具 ※屋根及び樋 ・（ ）		
工作図	※二つ折り白焼き（適宜A1又はA3） ※CADデータ（JWW）	※1部 ・（ ）部

（注）データの提出はCD-R、DVD-R又はUSBフラッシュメモリーに保存して提出すること。

建設副産物の処理について

提出回数 ※2部 () 部
保全に関する説明書 ※建物概要及び内部仕上げ表 ※施工者一覧表
※取り扱い説明書、メンテナンスについての注意事項 (1.7.3)

21. 設計G L

22. 過積載の防止

23. 解体等工事の範囲

24. 敷地に関する調査

25. 原形復旧

26. 設備工事との取合い

27. 風速及び地表面相対区分

28. 接着剤

29. 総合図での調整

30. 参考図の取り扱い（ノカ仕様の図面）

31. 竣工後の調査

※図示による ・現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による
ダンプトラック等による工事用資機材等の過積載を行わないこと。さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に入出入させないこと。
解体等工事にかかる範囲は以下のとおり。
・建築物 ・地上部・地下部 ・杭 ・（ ）
・付属構造物 ・浄化槽 ・貯油槽 ・杭 ・（ ）
・電気設備 ・建物内配管配線 ・電気設備機器 ・（ ）
・建物への引込線 ・敷地への引込線（廃止） ・（ ）
・建物内配管配線 ・衛生設備機器 ・（ ）
・建物への引込管 ・敷地への引込管（玉下ろし） ・（ ）
・建物内配管 ・空調設備機器 ・建物内風道 ・（ ）
・建物内配管 ・ガス設備機器 ・（ ）
・建物への引込管 ・敷地への引込管（廃止） ・（ ）
・屋外付帯 ・門、門扉 ・塀、フェンス ・舗装 ・（ ）
・植栽 ・（ ）
・有害廃棄物の処理 ・廃PCB ・特定フロングラス ・廃石綿等 ・（ ）
・什器、備品類等の撤去
・各種残留物等の撤去は下表による。 ※を標準とする。

区 分	建物管理者	工事請負者
アスベスト含有建材	※	※
オイルタンク内のオイル	※	※
ビッド（浄化槽、便槽）汚泥	※	※
使用された有機酸、アルカリ、薬品等	※	※
医療系特別管理産業廃棄物、放射性廃棄物	※	※
フロン、ハロン使用機器	※	※
PCB使用機器	※	※

・敷地内障害物の調査 ○敷地内配管、配線の調査 ・地下水位の調査
工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する。
※施工区分表による
・施工範囲は下記による
※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強
※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強
※動機装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・（ ）
風速（ ） 32 m/秒 ○ 34 m/秒（ ）
地表面相対区分（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）（各章共通）
ホルムアルデヒド放散等級（※F☆☆☆☆・F☆☆☆・F☆☆）（各章共通）
各工種の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。
総合図は施工図作成に先立ち、建築、設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。
総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。
参考図の製品等の使用にあたっては、参考図以外の形状等に多少相違がある製品等でも同等品以上であれば使用できる。
竣工後（※2・1）年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。

2. 監督員事務所

※設ける（ ）m程度 ・設けない（2.3.1）
監督員事務所に設ける設備、備品については監督員と協議する。
2. 工事用水

構内既存の施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない

3. 工事用電力

構内既存の施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない

4. 総合仮設計図書

※要する ・要しない

5. 危険防止

仮囲い等 ・設けない ※設ける
設置方法 ○（鉄鋼板（H = 2 m） ・垂鉛引鉄板（H = m）
・シート張り ・ロープ張り
○（ミッドフェンス H=1200 ）
ゲート ・シート（W = m） ・パネル（W = m）
・ハンガ（W = m）
垂直防護施設 ・メッシュシート（・防災Ⅰ類 ・防災Ⅱ類）○（防音シート（防災Ⅰ類同等））
水平防護施設 ・防護棚（朝顔） ・ダブルネット ・（ ）
防護施設等取付足場
手 す り 先 行 足 場 に つ い て
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 発第0424001号平成21年4月24日）」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立て、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、手すり、中横及び面幅木の機能を有するものを設置しなければならない。
なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。
・ 枠組足場 ○くさび緊結式足場 ・ 単管足場 ・（ ）

6. 構 台

養生構台 ・設置する（図示による） ・設置しない
乗入れ構台 ・設置する（幅員 m、長さ m） ・設置しない
監督員の指示による。

7. 工事表示板等

工事車両の出入口では、一般通行人及び一般車両の安全確保に努めること。
交通誘導員 ※配置する（ 1 名以上） ・配置しない

3. 土 地

1. 埋戻し及び盛土

種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種（3.2.3）

2. 建設発生土の処理

※現場説明書による ・構内指示の場所に堆積 ・構内指示の場所に敷き均し（3.2.5）
採石法の適用に関する協議について
敷地内において真砂土を採取した場合でも、面積、量及び現地の状況などにより、採石法（昭和25年法律第291号）の適用を受ける場合があるため、十分注意すること。

備考

承認覧

工事名称

直方・鞍手市町村広域市町村圏事務組合 宮田消防署小竹出張所庁舎建設工事（建築工事）

図面名称

建築工事特記仕様書（1）

有限会社 淵上設計事務所

Tel 0949 (22) 3407
Fax 0949 (22) 3459

図面番号

A-02

設計責任者

1級建築士 第257367号 奥 武 雅 仁

日付

尺度